

青森県報

第三千三百六十七号

平成二十三年
三月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地変更の届出……………(同) ……一

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………(同) ……二

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

公共測量の終了……………(監理課) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(西北地域振興局) ……三

右 同……………(同) ……三

出先機関

青森県営農大学の短期研修……………(営農大学校) ……四

告

示

青森県告示第二百六十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		事業名称	事業所	
医療法人 仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	訪問看護ステーション えがおはしかみ	三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七	平成三〇・二・一
八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八一				

青森県告示第二百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施設所の名称	施設所の所在地	変更年月日
変更前	藤本 高志	青森市松森二丁目九の二	青い森整形外科	弘前市大字野四丁目六の九	平成三・三・二〇
変更後	藤本 高志	弘前市大字安原三丁目二の二 弘前市大字安原三丁目二の二 弘前市大字安原三丁目二の二	青い森整形外科	弘前市大字野四丁目六の九	平成三・三・二〇

青森県告示第百六十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指定年月日
社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一三の一	むつ市桜木町一三の一	自立訓練（生活訓練）	自立訓練事業所「ランドさくら」	平成三・四・一
社会福祉法人平館福祉会	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二〇の一	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二〇の一	生活介護	障害者支援施設「かもめ苑」	"

青森県告示第百六十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	設置の場所	指定年月日
障害者支援施設「かもめ苑」	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二〇の一	平成三・四・一

青森県告示第百七十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五長根 繁	階上区域 階上漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により漁業
三戸郡階上町大字道仏字廿一二の六〇 権代 米男	階上区域 階上漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により漁業
三戸郡階上町大字道仏字沢前戸三八の二 小西 博美	階上区域 階上漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により漁業
三戸郡階上町大字道仏字廿一五の一六 北城 一志	階上区域 階上漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により漁業
西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂一三の一 川村 雅弘	新深浦町第五区域 新深浦町漁業協同組合の地区	主として底建網漁業
西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四 川口 俊一	新深浦町第五区域 新深浦町漁業協同組合の地区	主として底建網漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎一六五の二 二階 初雄	深浦区域 深浦漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により漁業

西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の六六	岸本 喜三郎		業
上北郡東北町旭北四丁目五三五の一	濱田 浩明	小川原湖区域 小川原湖漁業協 同組合の地区	行ういかつり漁
上北郡東北町旭北二丁目二一の二二三	沼尾 栄一		底びき網を使用 して行うしじみ 漁業

青森県告示第二百七十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
- 二 測量の種類
公共測量（公共測量 上北道路計画図作成）
- 三 測量の期間
平成二十二年十二月一日から平成二十三年三月三日まで
- 四 測量の地域
上北郡おいらせ町上久保 地内

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月十日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あもり自然エネルギー普及促進協議会

- 三 代表者の氏名
佐々木 佳弘

- 四 主たる事務所の所在地
十和田市大字奥瀬字小沢口四二五の六

- 五 定款に記載された目的
この法人は、上北地域の市町村を基幹とし、更に青森県内の全住民を対象に、地域における環境保全及び自然循環型エネルギーの研究開発と、その利用促進のための啓発活動、自然エネルギーに対する思想普及を行う事により、地域に適したエネルギーの高度利用が追求される地域社会の形成を目指し、以って文明と自然の調和による潤いのある暮らしと、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 第一電設工業
- 二 氏名 對馬 幸治
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字広田字榊森四二の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第四〇〇一六三号
- 五 取消年月日 平成二十三年二月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十三年一月二十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 江良鉄筋工業所
- 二 氏名 江良 初男
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市牛潟町大田光七一の三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第〇〇八九九五号
- 五 取消年月日 平成二十三年二月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 鉄筋工業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十二年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第一号

青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十五日

青森県営農大学校長 津 島 正 人

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機械士養成研修	平成二十四年一月二十三日から同月二十七日まで	十人	農業機械士認定者	指導農業機械士技能検定試験受験資格取得
農業機械士養成研修	平成二十三年八月二十二日から同月二十六日まで	三十五人	青森県営農大学校生	農業機械士技能検定試験受験資格取得
農業機械整備研修	平成二十三年十一月十七日 平成二十三年十一月二十四日	十人 十人	農業者及び農業関係者	コンバインの点検・整備・修理 トラクターの点検・整備・修理
農作業安全研修	平成二十三年八月一日から同月五日まで 平成二十三年八月二十九日から同年九月二日まで 平成二十三年九月十二日から同月十六日まで 平成二十三年十月十七日から同月二十一日まで 平成二十三年十月二十四日から同月二十八日まで	十二人 六人 十二人 六人 十二人	農業者及び農業関係者	大型特殊免許けん引用農耕作業制限解除試験受験資格取得 免状けん引用農耕作業制限解除試験受験資格取得 自動車運転免許取得試験受験資格取得 技能検定試験受験資格取得 科養成一部研修教

特別研修	一月七日から同月十日まで	若干名	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度実施する。
------	--------------	-----	--------------------------------

2 新規就農チャレンジスクール

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
準備コース	平成二十三年五月から同年十一月まで(各月一回、計七日間)	二十人	新規就農志向者	
実践コース	平成二十三年五月から同年十一月まで(土日、祝祭日を除く)	五人	インター・Uターン就農希望者、他産業からの新規参入希望者、就農希望の定年退職者等で、研修終了後に確実に就農すると見込まれる者	

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 1 テキスト代・農作業実習経費(新規就農チャレンジスクール実践コースのみ)
- 2 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当額
- 3 宿泊する場合は、食費、洗濯代、暖房費(十一月から四月の間)、諸経費

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭